

令和3年2月19日付け監査委員告示第1号公表分

(1) 健康福祉部

ア 子育て推進課

監査の結果	<p>適正な債権管理について</p> <p>保育所利用者負担金等について、当該負担金等の延滞があった場合において、津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例第4条に定める督促手数料及び同条例第5条に定める延滞金を徴収していないことから、これを徴収されたい。</p> <p>また、延滞金について、納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、同条第4項の規定による手続が必要となることから、適正な事務処理を行われたい。</p>
措置の内容	<p>保育所利用者負担金等の督促手数料及び延滞金については、関係各課と連携し、適正な事務処理に向けて検討を進めてきたが、津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例の一部が改正され、令和5年4月1日付けで施行された。これにより、督促手数料は廃止され、延滞金については税に準じた算定方法に改正されたことから、保育所利用者負担金等についても、督促手数料を徴収せず、延滞金は上記改正後の条例に基づいた徴収をするなど、適正な事務処理を進める。</p> <p>また、津市税外収入金延滞金減免取扱要綱が制定されたことにより、減免の必要があると認められる場合には、当該要綱を適用し、適正な事務処理を進めていく。</p>

イ こども支援課

監査の結果	<p>適正な債権管理について</p> <p>不正受給による児童扶養手当過年度返還金について、児童扶養手当法第23条第2項及び津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例第4条に定める督促手数料並びに同条例第5条に定める延滞金を徴収して</p>
-------	--

	<p>いないことから、これを徴収されたい。</p> <p>また、児童手当過年度返還金等他の債権についても、同様に督促手数料及び延滞金を徴収していないものがあることから、これを徴収されたい。</p>
措置の内容	<p>児童扶養手当過年度返還金等の督促手数料及び延滞金については、関係各課と連携し、適正な事務処理に向けて検討を進めてきたが、津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例の一部が改正され、令和5年4月1日付けで施行された。これにより、督促手数料は廃止され、延滞金については税に準じた算定方法に改正されたことから、児童扶養手当過年度返還金等についても、督促手数料を徴収せず、延滞金は上記改正後の条例に基づいた徴収をするなど、適正な事務処理を進める。</p> <p>また、津市税外収入金延滞金減免取扱要綱が制定されたことにより、減免の必要があると認められる場合には、当該要綱を適用し、適正な事務処理を進めていく。</p>

(2) 商工観光部

商業振興労政課

監査の結果	<p>不適正な補助金審査について</p> <p>商業振興（商店街等新規創業支援）事業補助金について、当該補助金の交付に当たり、津市商工業振興等関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、商店街等新規創業支援事業に係る取扱要領（以下「取扱要領」という。）、令和2年度商店街等新規創業支援事業補助金募集要項（以下「募集要項」という。）及び令和2年度商店街等新規創業支援事業補助金本審査票（以下「本審査票」という。）を定め、これらに基づき交付事務を行っている。</p> <p>取扱要領については、令和2年7月27日に改正したにもかかわらず、同月31日付け津市大門商店街商</p>
-------	--

	<p>業協同組合からの応募に対し、募集要項及び本審査票を改正せず、改正前の規定により募集及び審査を行い、補助金を交付していた。</p> <p>また、取扱要領第10条第4号アにおいて提出しなければならないと規定されている印鑑登録証明書は提出されていなかった。</p> <p>加えて、取扱要領第14条第4号において補助金交付決定通知を受けたものが提出しなければならないと規定されている空き家・空き店舗等の写真（施工後）は提出されておらず、商業振興労政課職員が撮影した写真が添付されていた。</p> <p>なお、提出された改装前の写真では、適正に改装の確認ができないことや、昼間の営業の実態について、事業者に売上傳票、食材仕入れのレシート等を求めたが提出されず、従業員の勤務状況書類も勤務時間までは確認できなかった。</p> <p>今後、当該補助金の執行については、必要に応じて改装前後の現地調査や営業状況を確認するなど、確認方法を見直し、適正な補助金執行を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>補助金制度の見直しを行い、商業振興（商店街等新規創業支援）事業補助金については廃止し、令和4年度より、新たに津市商店街等新店舗誘致奨励金の制定を行った。</p> <p>この見直しにより、従来の開店時の改装費に係る一時金が無くなり、合わせて新規の賃貸物件の家賃に係る3年間にわたる補助については既に令和元年度で終えていることから、今後は、事業者の出店又は営業に要する経費（設備修繕費、看板製作費、広告宣伝費、備品購入費、消耗品購入費、通信運搬費、人件費（出店時等に雇用する臨時的なアルバイトに支払うものに限る。）、原材料費その他市長が適当と認める経費）を補助対象とするものとした。</p>

	<p>当該補助制度執行に当たっては、令和4年4月1日付けで施行された津市補助金審査事務規程に基づき、審査事務手続をすすめ、公正公平な事務執行を行っている。</p>
--	---

(3) 美里総合支所

地域振興課

監査の結果	<p>適正な債権管理について</p> <p>長谷山ハイツ汚水処理施設使用料について、当該使用料の延滞があった場合において、津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例第4条に定める督促手数料及び同条例第5条に定める延滞金を徴収していないことから、これを徴収されたい。</p> <p>また、延滞金について、納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、同条第4項の規定による手続が必要となることから、適正な事務処理を行われたい。</p>
措置の内容	<p>長谷山ハイツ汚水処理施設使用料の督促手数料及び延滞金については、津市長谷山ハイツ汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正し、令和5年4月1日付けで施行した。これにより、督促手数料を廃止し、延滞金を「徴収することができる」とする規定を「徴収することとする」と改めた。</p> <p>今後は、督促手数料を徴収せず、延滞金については上記改正後の条例に基づいた徴収をするなど、適正な事務処理を進める。</p> <p>また、津市税外収入金延滞金減免取扱要綱が制定されたことにより、減免の必要があると認められる場合には、当該要綱を適用し、適正な事務処理を進めていく。</p>

(4) 上下水道管理局

営業課

監査の結果	再開栓手数料の徴収方法について
-------	-----------------

	<p>再開栓手数料の徴収は、津市水道事業給水条例第32条第1項第5号の規定に基づき、申込者から申込みがあった際に徴収することとなっているが、これを怠り、令和2年8月31日現在で、275件24万7,500円の未収金が確認された。</p> <p>これらの回収に努めるとともに、手数料を徴収後に再開栓するよう徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>再開栓の受付は、市民サービスの観点から、電話、FAX及びメールでの受付でも可としているため、申込時での納付が困難であることから、津市水道事業給水条例第32条を改正し、再開栓した日の属する月に係る料金を徴収する際に再開栓の手数料を徴収することとした。</p> <p>なお、未収金については、回収に努めた結果、令和5年2月28日現在で161件14万4,900円となっている。</p>